**********

# 賃金引き上げ支援制度の拡充について

**********

大阪府最低賃金は、令和 5 年 10 月 1 日から時間額 1,064 円に改正されます。
厚生労働省では、8 月 31 日から事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するため「業務改善助成金」の拡充を行いました。
対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となりました。

【拡充のポイント】
■対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の事業場から 50 円以内の事業場に拡大
■一定の条件を満たす事業者は賃金引き上げ後の申請が可能に
事業場規模 50 人未満の事業場の申請を行う事業者について、下記の期間に賃金引き上げを実施した場合に賃金引き上げ後の申請が可能になりました。
▶　賃上げ対象期間　令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日
※業務改善助成金は、賃金引き上げの前に交付申請をしていただく必要があります。今回の拡充により、一定の要件を満たす事業場からの申請は、賃金引き上げ後であってもその実績を添付して交付申請していただくことが可能となりました。
■助成率の区分となる金額の引き上げ

業務改善助成金の詳細はこちら(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

●大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、　中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度について社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じています。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのＨＰはこちら
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html

大阪労働局のＨＰはこちら
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html

最低賃金に関する特設サイト(厚生労働省)はこちら
https://pc.saiteichingin.info/

賃金引き上げ特設ページ(厚生労働省)はこちら
https://pc.saiteichingin.info/chingin/

最低賃金に関するお問い合わせは、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へ。